

議 案 第 96 号

松戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

都市公園法等の改正に伴い、公募対象公園施設の設置基準について規定するとともに、運動施設の敷地面積の制限を定める等するため。

松戸市都市公園条例等の一部を改正する条例

(松戸市都市公園条例の一部改正)

第1条 松戸市都市公園条例(昭和34年松戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の5第1項中「規定により」を削り、同条第2項中「同項本文」を「前項」に改め、同条第3項中「同項本文」を「第1項」に改め、同条第4項中「同項本文又は前2項」を「前3項又は第6項」に改め、同条第5項中「同項本文又は前3項」を「前各項又は次項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第2条の5の次に次の1条を加える。

(公園施設に関する制限)

第2条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第3条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第16条第7号中「前条第1項」を「第15条第1項」に改める。

(松戸市手数料条例の一部改正)

第2条 松戸市手数料条例(昭和27年松戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第4第5項の表第7項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表第10項、第11項、第17項、第20項、第21項、第27項及び第38項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第7第2項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」

に改める。

(松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年松戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条の4の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2松戸都市計画八ヶ崎二丁目地区地区計画の項中「法別表第2(ぬ)項」を「法別表第2(る)項」に改める。

別表第3中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。